

題字は桑原幹根元愛知県知事書

愛知県の花 かきつばた

発行 平成24年1月1日

謹んで新春の お慶びを申し上げます

平成24年 元旦





会 長 展 基 題 差 是 長 長 長 長 長 長 長 長 日 二 一 村 浅 公 俊 三 一 征 数 俊 三 一 征

1.	新春のごあいさつ 社団法人愛知県浄化槽協会 愛知県知事 名古屋市長 豊田市長 愛知県建設部 建築担当局長 愛知県環境部長 愛知県衛生事業協同組合 愛知県浄化槽保全協会	会 長 理事長	加大河鈴松西相栗藤村村木井川木田	た公宏洋	章 し 平	 * * * * * * * * * *		{ { { { {
2.	行政連絡 平成24年度浄化槽推進関係概 愛知県内新設住宅着工統計 平成22年度 愛知県内事務所		,,,,,,,	長		 * *		11~12 13 14~16
3.	会員の皆様へ ニッコー(株) 浄化王・浄化王 χ	の維持管	管理につい	て(お	願い)	• •	•	17~20
4.	協会だより 建築総合展NAGOYA20 「クリーン排水推進月間」及で 浄化槽フォーラム イン 蒲郡。 浄化槽法指定検査機関 東海北 浄化槽法・下水道法等の一部で 協会会議等のこよみ	び「浄化 より ;陸ブロッ	ック協議会	研修会	会 開催	* A * * * * * * * * * *		2° 2° 2° 23~28 2°

発 行

社団法人 愛知県浄化槽協会

争 粉 局	T453-001/ 名古屋市中村区則武本通1-31
	TEL <052>481-7200 FAX <052>481-7207
法定検査部	
名古屋業務所	〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31
	TEL <052> 481-7160 FAX <052> 481-7163
豊田業務所	〒471-0064 豊田市梅坪町9-5-10
	TEL <0565> 37-3360 FAX <0565> 37-3361
春日井業務所	〒487-0024 春日井市大留町2-2-18
	TEL <0568> 53-3721 FAX <0568> 53-3722
名古屋西業務所	〒452-0911 清須市西須ヶ口32-1
	TEL <052> 618-6351 FAX <052> 618-6352

新春のご挨拶



社団法人 愛知県浄化槽協会 会 長 加 藤 鋭 吉

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様方におかれましては、新年の幕開けに様々な抱負をお持ちと思います。 昨年は鳥インフルエンザの拡大で幕を開け、日本の長期国債格付けの格下げ、 一般政府部門が初めて債務超過に、そして3月、11日には東日本大震災が発生、 その影響で福島第一原子力発電所での原子力事故、さらに、台風による災害など のほか、タイでの水害発生による大きな影響と、暗い話が沢山ございました。し かし、その中でも2011 FIFA 女子ワールドカップドイツ大会でのサッカー日本 女子代表の初優勝は大変明るい話題でした。

それでは、今年はと言いますと、2014年は「国連 ESD の 10 年」の最終年に 当たり、その締めくくり会合がこの愛知で開催されます。今年はそれに向けた年 となり、昇り龍のごとくに明るい話題も待ち受けているところです。

さて、全国の人口は平成 20 年から減少傾向が始まっております。愛知県では 2015 年には既に減少が始まっており、その後も減少傾向が続くと推計されております。

また、地方財政が極めて厳しい状況下、地方公共団体は財政の健全化が喫緊の課題として求められており、浄化槽を取り巻く情勢は必ずしも安閑としておれる状況ではありません。さらに、今まさに浄化槽法等の新たな改正も議論されているところです。

浄化槽法の改正では、規制緩和等の時代趨勢の中でこれまでに県民への規制強化が図られ、さらに都道府県の維持管理に関する監督の強化も図られてまいりました。

今さら申し上げるまでもなく、浄化槽は、法定検査、保守点検及び清掃が一体となった維持管理が適正に行われて、所定の性能が発揮・維持され、家庭から側溝、河川、海へと流下する過程で自然の浄化能力も活用されて、環境や自然にやさしいものとなるものです。

こうした中、本協会は本年も一層浄化槽の市町村整備推進事業や法定検査の推進などに努力を傾注いたしてまいる所存ですので、関係各位の倍旧のご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご発展とご健勝を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

新春を迎えて



愛知県知事 大 村 秀 章

あけましておめでとうございます。

昨年は、東日本大震災という未曾有の国難や超円高による産業空洞化の危機等 に直面し、日本全体が閉塞感に覆われた年でありました。

このような中、一日も早い復興を目指し、県民の皆様のご支援、ご協力のもと、被災地及び被災者への支援を行うとともに、日本の産業経済を支える愛知の責務として「愛知の元気なくして日本の復興なし」という決意をもって、中小企業支援を始めとする景気対策に全力で取り組んでまいりました。

新たな年には、こうした努力が実を結び、日本中に笑顔と元気を取り戻せるよう、さらなる取組を積み重ねていきたいと考えております。

このため、モノづくり産業の競争力強化に向け、航空宇宙、次世代自動車、新 エネルギーといった新たな成長分野での産業振興や企業誘致に積極的に取り組 むとともに、本年2月にオープンする「知の拠点」の「あいち産業科学技術総合 センター」を活用し、県内企業の技術開発等を後押ししてまいります。

また、「あいちトリエンナーレ2013」や2014年の「国連ESDの10年最終年会合」に向けた準備を着実に進めるとともに、叡智を結集して、2027年のリニア中央新幹線開業を視野に入れた都市づくり、地域づくりに力を入れて取り組んでまいります。

さらに、農林水産業の振興やふるさとづくりを進めるほか、県民の皆様の安心・安全を確保するため、東海・東南海・南海の3連動地震に備え、防災対策を 充実し、地域防災計画や地震対策アクションプラン等の見直しを進めるとともに、 福祉、医療、健康等に関する施策を総合的に推進してまいります。

本年4月からは、いよいよ「東三河県庁」がスタートいたします。今後の愛知 県全体のさらなる飛躍に向けた大きな柱と位置づけ、東三河の特性を生かした地 域づくりを進めてまいります。

これらの取組を通じて、世界に誇れる産業力、経済力、文化力、地域力をさらに高め、「世界と闘える愛知・名古屋」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成二十四年元旦



住んで自慢になるナゴヤへ

名古屋市長 河 村 たかし

あけましておめでとうございます。社団法人愛知県浄化槽協会の皆様には、健 やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。 本市におきましては、災害発生直後から現地に職員を派遣し、いち早く復興支援 に取り組んでまいりましたが、とりわけ、津波により市役所を含む市域の大半が 壊滅的な被害を受けた岩手県陸前高田市に対しては、日本でも初の試みとなる、 行政全般にわたる"丸ごと支援"など、市民の皆様のご理解とご協力をいただきな がら、様々な取組みを行っています。

また、本市においても、台風第15号により、家屋の浸水など様々な被害が発生しました。この対策として、早速、地元住民の皆様のご要望も踏まえ、排水施設や雨水貯留施設の整備をはじめ、必要な措置を取ることとしています。

このように、昨年は自然の脅威を目の当たりにした一方で、人と人との助け合いの重要性、市民の皆様の生活を守る基礎自治体の責務を改めて実感することとなりました。本市は、これからも「絆」を大切にし、引き続き被災地復興に向け支援をしていくとともに、市民の皆様が安心して暮らせるよう、きめ細かな防災対策や上下水道などのライフラインの整備に全力で取り組んでまいります。

こうした災害に強いまちづくりを進める一方で、市民の方が大いに楽しみ、また、市外から多くの人が名古屋を訪れ、さらには住んでいただけるよう、都市の魅力を磨いていかねばなりません。咋今、歴史やB級グルメが全国的な関心を集めていますが、本市においても、名古屋城を中心として活躍する「名古屋おもてなし武将隊」が人気を博し、戦国武将ブームを牽引しており、また、昨年は手羽先や味噌カツなどいわゆる「なごやめし」をテーマとしたイベントが多くの人で賑わいました。

今年は、市内の資源をさらに活かし、名古屋城地区での「世界の金シャチ横丁 (仮称)」構想の推進や、名古屋テレビ塔を中心とした栄地区の魅力向上、歴史 的建造物の保存活用、熱田神宮周辺の活性化などを通じて、市民の皆様が誇りを 持てるまち、住んで自慢になるまちナゴヤをつくっていきたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

平成24年元旦



新年のごあいさつ

豊田市長 鈴木公平

さわやかな平成24年の新春を迎え、皆様と共に新しい年のまちづくりをスタートできますことを謹んでお喜び申し上げます。

昨年、わが国は東日本大震災という未曾有の大災害を経験しました。東北地方をはじめ甚大な被害が発生した地域の一日も早い復興を願わずにはいられません。また、震災は本市の市民生活にも多大な影響を及ぼし、その爪あとは未だ様々な分野に色濃く残っております。この記憶を風化させることなく、そこで得た教訓を市防災計画にしっかり反映させて、地域防災に取り組むことが私たちの責務と考えています。

さて、本市を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続くものと予想されています。とりわけ円高や世界経済の動向がもたらす本市の産業・経済への影響は予断を許しません。そのため、市政経営にあたっては、自立した地域社会の実現を目指して策定した豊田市中期経営方針に基づき、施策の重点化や支出の最適化をはじめとする財政運営の取組などにより的確に対応してまいります。

また、本市の将来を見据えた「環境モデル都市」の取組では、震災を契機にその必要性がさらに高まった低炭素社会システム構築のために「次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト」の推進を加速するとともに、交通とエネルギーを軸に新たな産業の創出に向け歩を進めてまいります。

今後も、活力ある都市として持続的に発展していくために、第7次豊田市総合 計画の将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現 に向けて一層邁進してまいります。

愛知県浄化槽協会会員の皆様には、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会のますますのご発展と会員各位のご健勝、ご多幸を祈念し、新年のごあいさつといたします。

新年のご挨拶



爱知県建設部 建築担当局長松 井 宏 夫

あけましておめでとうございます

愛知県浄化槽協会におかれましては、長年にわたり、浄化槽の適正な施工や技術の向上などに努められ、県民の生活環境の向上に大きく貢献されてこられました。また、本県の建築・住宅行政の推進にあたりましても格別のご支援・ご協力を賜っております。深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

愛知県では、県民、事業者及び行政が、公平かつ適切な役割分担のもとに、生活排水による水質汚濁の防止を総合的かつ計画的に実施し、生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換を推進するなかで、水環境の改善に努めております。

今後とも、浄化槽の適正な維持管理を実施するとともに、合併処理浄化槽への 転換による県内の水環境の改善に一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

さて、平成20年12月に公益法人改革関連法が施行され、新しい公益法人制度が始まりました。

貴協会は創立以来、浄化槽の普及や技術の向上における数々の活動において、 県内の水環境の改善に深く関わっていただいており、この新制度下でも県民の公 衆衛生・水環境の向上に繋がる公益性の高いものとして認められるものと期待し ております。

貴協会が、いままで以上に水環境改善に努めていただき、県民の生活環境を供 に守るパートナーとして、ご協力していただけることをお願い申しあげます。

最後に貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝を心からお祈り申し 上げまして、わたくしからの新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



愛知県環境部長 西川洋二

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。 旧年中は本県環境行政の推進に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 昨年は、東日本大震災という未曾有の国難に直面し、環境面においても様々な 影響が課題となった大変な年でありました。新たな年には、関係者各位の努力が 実を結び、震災からの復興が一日も早く進みますよう心から願っております。

さて、愛知県では、2005年の愛知万博、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)と国際的な成果を積み重ねつつ、環境先進県を目指して、水環境を始めとする豊かな環境づくりに取り組んでまいりました。

そして、次の新たな目標となる「国連 ESD (持続可能な開発のための教育) の 10 年」総括会合が、ユネスコの主催により 2014 年に愛知・名古屋で開催されることが昨年決定いたしました。これを契機に、更なる環境愛知のステップアップを目指してまいりたいと考えておりますので、COP10 と同様に格別の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

ESDが目指す持続可能な社会を築き上げていくためには、豊かな生命を育み、また資源として産業や経済を支えている水環境がますます重要になってまいります。近年の県内の公共用水域における水質の状況を見てみますと、改善傾向がみられているものの、依然として生活排水が水質汚濁の主要な原因の一つとなっております。

このため、本県では、生活排水対策の主要施策として浄化槽の普及促進に努めておりますが、浄化槽の機能は適切な維持管理があって初めて発揮されるものでありますので、貴協会及び会員の皆様方におかれましては、どうか今後とも一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。

年頭に当たりまして、貴協会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝・御 多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新年のご挨拶



愛知県衛生事業協同組合 理事長 相 木 邦 昭

社団法人愛知県浄化槽協会の皆様方には、健やかに新春をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。

また、日頃から当組合の事業の推進に対しまして格別のご協力とご指導を賜り心より御礼申し上げます。

昨年3月、わが国は国難とも言える東日本大震災に見舞われ、東北地方では今 なお飛散した放射能の除染や膨大ながれきの処理に苦しんでいる状況にありま す。

また、昨年はヨーロッパの金融不安に端を発した急激な円高や雇用不安の増大など経済的にも社会的にも多くの課題に直面し、今も厳しい状況が続いております。私ども一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の業界におきましても、景気の低迷、仕事量の減少、さらに自治体の財政難により極めて厳しい局面におかれております。

こうした状況ではありますが、新しい年を迎え、今年こそ、経済が安定し、災 害のない穏やかな年であってほしいと切に願っているところでございます。

ご承知のとおり、浄化槽は近年の法制度の充実、技術開発による小型合併処理 浄化槽の実用化などによりまして、公共下水道と同様に恒久施設として評価され るようになりました。一方で、単独浄化槽の転換、11条検査の受検率向上など浄 化槽を取り巻く様々な課題もございますが、浄化槽の果たす役割は今後ますます 大きくなるとともに、それに併せて、施工や維持管理の重要性が増してくるもの と考えております。

私どもといたしましては、愛知県浄化槽協会の皆様方の更なる発展をご期待するとともに、より一層、一般廃棄物の適正処理等に努め、地域住民が安心して、清潔かつ快適な生活を営むことができるよう、日々邁進していく所存です。

本年も、貴協会の更なるご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の会員各位のご健勝を心より祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

平成24年 元旦

新年のごあいさつ



愛知県浄化槽保全協会 理事長 栗 田 道 秋

あけましておめでとうございます。

輝かしい新春を迎え、社団法人 愛知県浄化槽協会の皆様方には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃は、当協会事業にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年3月、原子力発電所を含む東日本一帯に激甚な被害をもたらした大 震災も、復興に向けようやくその緒についた矢先に、タイでは、大洪水が発生し、 日系企業も立地する工業団地が水没するなど大きな被害をもたらしました。

また、ヨーロッパでは、ギリシャの財政危機に端を発した信用不安が生じ、さらには、環太平洋連携協定(TPP)にかかる議論などグローバルで、変化の激しい要因が多く、我が国経済の将来展望は、益々描きがたい状況にあるといわれています。

しかしながら、東日本大震災については、一刻も早くその復興を図らなければ なりません。

私共も、業界あげて積極的な協力・支援を行っているところであります。

ところで、伊勢湾・三河湾の水質汚濁は、とりわけ、生活排水による汚濁の割 合が大きいといわれています。

幸い、私共は、この生活排水に関わる「浄化槽保守点検」という浄化槽の維持 管理業務の一端を担っていますことから、技術の研鑽に努め、適正な保守点検業 務を行うことにより、健全な水環境・水循環の保全・再生に寄与して参りたいと 存じます。

このため、保守点検に係る新技術や効率的・効果的な技術の研修、さらには、安価で良質な物品の提供等に力を入れ、関係行政機関、関係団体、諸先生方のご指導やご支援を頂きながら、更なる協会の発展に努めて参りたいと存じます。

今後とも、関係各位の倍旧のご支援をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員各位の御健勝、ご多幸を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

平成24年度浄化槽推進関係概算要求の概要

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、 健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

〇 循環型社会形成推進交付金

11.580百万円

・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位:百万円】

ts	平成 2 3 年 度	平 成 2 4 年 度	対 前 年 度 比
	予 算 額	要 求 額	%
循環型社会形成推進交付金	(10, 969)	(12, 086)	(110. 2)
	10, 527	11, 580	110. 0
※〈うち復旧・復興枠〉		〈 1,905〉	

注:上段()は、内閣府[沖縄]、国土交通省[北海道、離島]計上分を含めた額

- ※ 上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金〈汚水処理施設整備交付金〉を計上 総額712億円の内数
- ・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備 を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2. 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

新〇 災害に強い浄化槽の施設整備

災害発生といった緊急時に雨水や処理水を利用できるものや、自家発電機等の併設により 停電時の電源を確保できる災害に強い浄化槽を広く整備する。

新〇 復興地域における浄化槽の集中導入事業

東日本大震災で被害のあった地域において、海岸部からの移転・集住など、市町村における 今後の街づくりの中でし尿や生活排水を効率的に処理するための浄化槽を整備していく地域 を選定し、手厚い財政支援により効果的かつ迅速にその集中導入を図る。

改〇 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

22年度、23年度に実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO2削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

改〇 複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和

浄化槽の効率的な運用を図り各戸での費用負担の軽減による設置・転換を進めるため、隣接する複数戸での浄化槽整備につき、現在地形等の特殊状況による場合のみ認めているが、10戸未満を処理対象とする場合で浄化槽の処理能力に応じて適切な使用が行われると認められる場合も、複数戸に1基の整備を助成対象とする。

〈復旧·復興枠〉

新〇 東日本大震災により被害のあった地域における、個人設置型浄化槽の迅速な整備 1,905百万円

東日本大震災により被害のあった地域における、個人設置型浄化槽の迅速な整備について 財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る。

3. 浄化槽整備等のための支援強化

改〇 浄化槽整備区域設定支援事業費

16百万円

我が国の汚水処理施設の未普及人口の解消を図るため、市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定を支援し、浄化槽の整備促進を図る。具体的には、今後浄化槽整備の事業計画を策定しようとしている自治体に対する支援ツールを策定し、提供していく。

新〇 浄化槽有効利用・技術開発調査検討費

10百万円

被災地に導入されている浄化槽について、資源の有効利用の観点から再使用や再資源化に関する技術的検討を行う。また、今回の震災での破損状況を踏まえ、地震・津波等の災害に耐えうる浄化槽について、技術的観点からの調査を行う。

〇 し尿処理システム国際普及推進事業費

16百万円

国連ミレニアム開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のため、国際ネットワークを活用し我が国の分散型処理システムの海外への導入可能性について調査する。

また、し尿処理に関する現地調査及び技術移転に関する検討を行い、我が国のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

愛知県内新設住宅着工統計

	×	分	7	成23年4~9月:	分	平成22年4~9月分
			戸数	前年同期增減(△)比	構成比	戸数
			F	%	%	戸
新	談	住 宅 計	29,050	5.1		27,651
利						
用	排	家	11,805	0.2	40.6	11,784
関	貸	家	9,308	△ 2.4	32.0	9,534
係	給 -	与 住 宅	320	44.8	1.1	221
別	分:	譲住 宅	7,617	_ 24.6	26.2	6,112
	民間	资 金	24,250	3.9	83.5	23,331
資	公 的	<u>资 金</u>	4,800	11.1	16.5	4,320
金		公 営 住 宅	49	△ 84.0	0.2	307
別		機構融資	2,228	26.2	7.7	1,766
		都 市 機 構	106		0.4	0
		そ の 他	2,417	7.6	8.3	2,247
	合 計	一戸建・長屋建	20,710	9.6	71.3	18,888
建		共 同 建	8,340	△ 4.8	28.7	8,763
て	貸家	一戸建・長屋建	4,277	23.9	14.7	3,452
方	muiorenimistropidmostridamossa	共 同 建	5,031	△ 17.3	17.3	6,082
別	分譲住宅	一戸建・長屋建	4,612	26.5	15.9	3,646
phylystesismo		共 同 建	3,005	21.9	10.3	2,466
	木	Ė	16,591	8.8	57.1	15,249
構	非	木造	12,459	0.5	42.9	12,402
		鉄骨・鉄筋コンクリート遺	92	119.0	0.3	42
造		鉄筋コンクリート造	6,063	0.8	20.9	6,017
***************************************		鉄 音 造	6,280	△ 0.6	21.6	6,319
別		コンクリートブロック造	1	***************************************	0.0	0
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	その他	23	△ 4.2	0.1	24
プ	レハ	ブー生ー宅	5,762	11.8	19.8	5,155

平成22年度 事務所別浄化槽基数一覧表

事務所	市町村	単独	合併	計	事務所	市町村	単独	合併	計
尾張	一宮市	33,648	14,270	47,918	西三河	碧南市	8.094	2,224	10,318
	瀬戸市	15,460	4,173	19,633		刈谷市	12,507	3,017	15.524
	春日井市	21,806	8,271	30,077		安城市	10,433	4,705	15,138
	犬山市	5,078	1,887	6,965		西尾市	11,353	3,350	14,703
	江南市	11,610	5,738	17,348		知立市	7,268	2,621	9,889
	小牧市	11,400	3,130	14,530		高浜市	5,169	1,890	7,059
	稲沢市	15,168	5,765	20,933		一色町	3,131	936	4,067
	尾張旭市	8,971	2,193	11,164		吉良町	2,136	640	2,776
	岩倉市	4,452	1,324	5,776		幡豆町	627	192	819
	豐明市	1,986	863	2,849		幸田町	1,190	416	1,606
	日進市	3,626	2,486	6,112		計	61,908	19,991	81,899
	清須市	9,146	4,730	13,876	豊田加茂	みよし市	1,271	282	1,553
	北名古屋市	10,469	5,350	15,819		計	1,271	282	1,553
	東郷町	3,542	938	4,480	新城設楽	新城市	5,401	3,197	8,598
	長久手町	4,057	895	4,952		設楽町	761	419	1,180
	豐山町	1,916	914	2,830		東栄町	270	219	489
	大口町	1,676	604	2,280		豐根村	157	296	453
	扶桑町	3,874	2,188	6,062		計	6,589	4,131	10,720
	計	167,885	65,719	233,604	東三河	型川市	10,933	5,086	16,019
海部	津島市	9,352	3,723	13,075		蒲郡市	2,137	1,433	3,570
	愛西市	7,977	3,501	11,478		田原市	3,929	881	4,810
	弥富市	6,676	2,623	9,299		計	16,999	7.400	24,399
	あま市	14,796	5,870	20,666	愛知県	合計	355,767	132,480	488,247
	大治町	4,316	1,883	6,199	所管分				
	盤江町	3,898	1,863	5,761		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			***************************************
	飛島村	623	317	940					
	計	47,638	19,780	67.418					
知多	半田市	14,311	1,970	16,281	保健所	名古屋市	7,363	1,842	9,205
	常滑市	8,345	2,378	10,723	設置市	豐橋市	19,087	10,094	29,181
	東海市	6,326	2,987	9,313		岡崎市	22,583	7,206	29,789
	大府市	3,606	1,670	5,276		豐田市	25,880	17,064	42,944
	知多市	2,196	351	2,547		計	74,913	36,206	111,119
	阿久比町	2,709	688	3,397		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	V/2544		***************************************
	東浦町	4,212	1,651	5,863					
	南知多町	3,050	866	3,916					
	美浜町	4.794	1,467	6,261	県内総合	ā †	430,680	168,686	599,366
	武豐町	3,928	1,149	5,077			(71.9%)	(28.1%)	, , ,
	ät	53,477	15,177	68,654					***************************************

平成22年度 事務所別新設浄化槽基数一覧表

事務所	市町村	単独	合併	計	事務所	清町村	単独	合併	āt
尾張	一宮市	0	881	881	西三河	碧南市	0	128	128
	瀬戸市	0	270	270		刈谷市	0	77	77
	春日井市	0	503	503		安城市	0	288	288
	犬山市	0	112	112		西尾市	0	221	221
	江南市	0	455	455		知立市	0	175	175
	小牧市	0	175	175		高浜市	0	110	110
	稲沢市	0	438	438		一色町	0	74	74
	尾張旭市	0	154	154		吉良町	0	35	35
	岩倉市	0	107	107		幡夏町	0	4	4
	豐明市	0	62	62		幸田町	0	4	4
	日進市	0	206	206		â†	0	1,116	1,116
	清須市	0	329	329	豐田加茂	みよし市	0	7	7
	北名古屋市	0	359	359		計	0	7	7
	東郷町	0	63	63	新城設楽		0	169	169
	長久手町	0	32	32		設楽町	0	32	32
	豐山町	0	58	58	*	東栄町	0	3	3
	大口町	0	24	24		豐根村	0	11	11
	扶桑町	0	106	106		āt	0	215	215
	50	0	4,334	4,334	東三河	豐川市	0	137	137
海部	津島市	0	198	198		蒲郡市	0	79	79
	愛西市	0	157	157		田原市	0	23	23
	弥富市	0	131	131		計	0	239	239
	あま市	0	314	314	愛知県	合計	0	7,827	7,827
	大治町	0	140	140	所管分				
	蟹江町	0	90	90					
	飛島村	0	12	12					
	តិ់†	0	1,042	1,042					
知多	半田市	0	81	81	保健所	名古屋市	0	82	82
	常滑市	0	130	130	設置市	豐橋市	0	538	538
	東海市	0	170	170		岡崎市	0	257	257
	大府市	0	119	119		豐田市	0	597	597
	知多市	0	17	17		ä†	0	1,474	1,474
	阿久比町	0	53	53					
	東浦町	0	69	69					
	南知多町	0	61	61					
	美浜町	0	110	110	県内総合	t at	0	9,301	9,301
	武豐町	0	64	64			(0.0%)	(100.0%)	,
	ăt	0	874	874	-			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

平成22年度 事務所別廃止浄化槽基数一覧表

事務所	市町村	単独	合併	ĝ-) ĝ-)	事務所	市町村	単独	合併	計
尾張	一宮市	185	27	212	西三河	碧南市	221	22	243
	瀬戸市	5	5	10		刈谷市	206	43	249
	春日井市	478	11	489		安城市	526	91	617
	犬山市	6	3	9		西尾市	455	130	585
	江南市	133	16	149		知立市	96	26	122
	小牧市	12	4	16		高浜市	74	10	84
	稲沢市	192	29	221		一色町	91	20	111
	尾張旭市	112	22	134		吉良町	225	77	302
	岩倉市	109	14	123		幡豆町	128	25	153
	豐明市	39	2	41		幸田町	0	5	5
	日進市	131	8	139		計	2,022	449	2,471
	清須市	5	0	5	豊田加茂	みよし市	50	10	60
	北名古屋市	57	27	84		計	50	10	60
	東郷町	182	62	244	新城設楽	新城市	5	2	7
	長久手町	4	6	10		設楽町	0	0	0
	豐山町	106	26	132		東栄町	1	1	2
	大口町	170	23	193		變根村	0	0	0
	扶桑町	1	0	1		計	6	3	9
	āt	1,927	285	2,212	東三河	豐川市	235	93	328
海部	津島市	22	12	34		蒲郡市	5	5	10
	愛西市	378	89	467		田原市	65	12	77
	弥富市	126	26	- 152		計	305	110	415
	あま市	286	52	338	愛知県	合計	6,752	1,064	7,816
	大治町	37	12	49	所管分				
	蟹江町	5	1	6				ya - 21000-21070-21170-21000-21171	
	飛島村	3	2	5					
	ã†	857	194	1,051					
知多	半田市	567	3	570	保健所	名古屋市	59	31	90
	常滑市	15	0	15	設置市	豐橋市	581	94	675
	東海市	433	5	438		岡崎市	1,202	438	1,640
	大府市	300	5	305		豐田市	642	324	966
	知多市	6	0	6		計	2,484	887	3,371
	阿久比町	100	0	100	***************************************				
	東浦町	161	0	161					
	南知多町	0	0	0					
	美浜町	0	0	0	県内総合	清	9,236	1,951	11,187
	武豐町	3	0	3			(82.6%)	(17.4%)	
	<u>\$</u> +	1,585	13	1,598	*************************************				

会員の皆様へ

社団法人 愛知県浄化槽協会

ニッコー㈱ 浄化王・浄化王χの維持管理について(お願い)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げ ます。

さて、当協会会員であるニッコー株式会社より同社浄化槽の「浄化王」並びに 「浄化王χ」において、一部に生物ろ過槽の閉塞が確認されており、この閉塞を 未然に防止するために、日常の保守点検業務の中で留意し実行していただくこと のお願いがありました。

なお、内容等につきまして、ご不明な点があれば下記へお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

フリーダイヤル 0120-862-501 9:00~17:00 (土日祝日を除く) カスタマーサービス課 戸波(トナミ)・大朏(オオツキ)

営業窓口

ニッコー株式会社 名古屋営業所 052-959-2390

浄化槽維持管理会社各位

日頃は浄化槽の適正運転維持に向けた保守点検業務に多大なるご尽力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、弊社合併浄化槽「浄化王」並びに「浄化王x」におきましては、一部に生物ろ過槽の閉塞が確認されております。この生物ろ過槽の閉塞を未然に防止するためには、日常の保守点検業務の中で下記の3つの項目を励行して頂くことが大変重要となりますので、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

■ 浄化王・浄化王 x の性能維持のために!! ■

1) 生物ろ過槽の逆洗

①自動逆洗回数の増加

工場出荷時、自動逆洗のタイマー設定は2回/日、或いは3回/日(平成23年3月~)となっています。 実使用人員が多い、或いは使用水量が多い場合などは、維持管理要領書に記載の手順にて自動逆洗回数を5回/日として下さい。 以下に逆洗回数の設定例を示します。

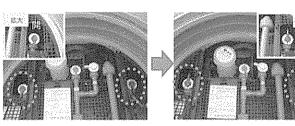
逆线原	数	プログダチ時刻	プログの時刻
2回/日(旧標準)	1回目	午前2:00	午前2:15
4	2回目	午前3:00	午前3:15
3回/日 (標準)	1回目	午前2:00	午前2:15
and British Lease of Calandara	2回目	午前2:45	午前3:15
	3回目	午前3:30	午前3:45
5回/日	108	午前1:30	午前1:45
THE BROWNES BETTS	2回目	午前2:00	午前2:15
	3回目	午前2:45 標準	午前3:00 標準
	4回目	午前3:30 丿	午前3:45丿
	5回目	午前4:00	午前4:15

※補足 例えば、逆洗回数を5回/日に増やす場合、既に設定されている標準3回/日の時刻は変更せず、 4回目、5回目の設定には表中の下線時刻を入力します。

②手動逆洗の励行

【手順】

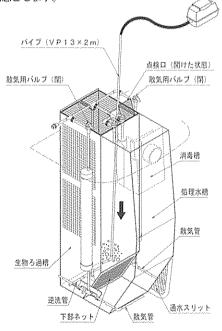
1) 2つの散気用バルブを両方とも「閉」の状態とし、生物ろ過槽を逆洗状態とします。



《バルブ操作前》

《バルプ操作後》

2) 生物ろ過槽上部の担体流出防止ネットの点検口を開いて、 別途、ブロワとエアー供給用配管 (VP13×2m 程度) をご用意頂き、 エアーを吹き出しながら右図のようなかたちで生物ろ過槽内に 挿入していき、槽内及び下部ネットを十分に洗浄して下さい。 このようにして、汚泥や油脂等で固着した担体をほぐし、 展開できる状態とします。

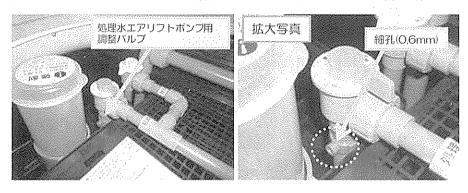


★ご使用者様がご在宅の場合は、逆洗実施後30分程度の間、水のご使用を控えて頂くようお願いするか、 または槽内水が放流されないよう処理水エアリフトポンプのバルブ開度を0%として下さい。

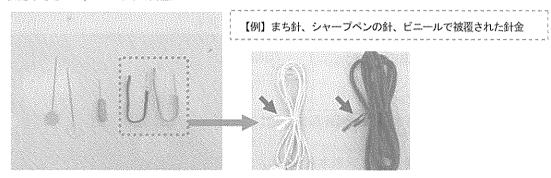
2) 細孔 (φ0.6) の掃除

浄化王及び浄化王 χ は、構造上、処理水エアリフトポンプ用調整バルブの下部にエア一逃がし用の細孔(ϕ 0.6mm)を設けています。保守点検時には、針等を使って必ず細孔を掃除して下さい。

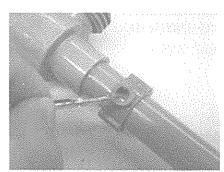
《細孔の場所:処理水エアリフトポンプ用調整バルブ(ハンドル色:グレー)の下に開けてあります》



《用意するもの: φ0.6mm 以下の針金》



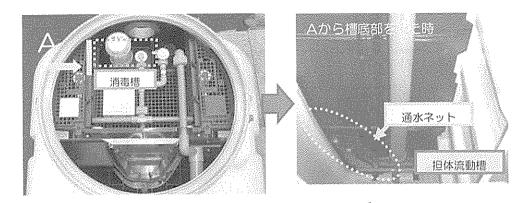
《細孔の掃除の仕方》



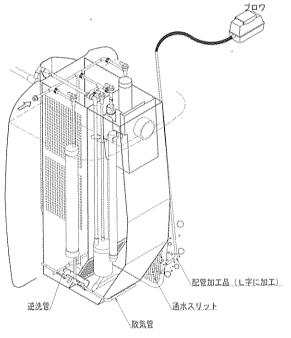
針金を ϕ 0.6mmの細孔に差し込み、 出し入れしながら、掃除を行います。

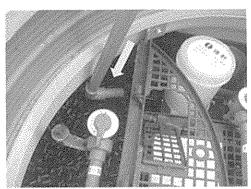
3) 通水スリットの洗浄

流入側から放流側に向かって左手の担体流動槽には、槽内の担体が向かって右手の担体流動槽内に移動するのを防止するための 通水スリットが取り付けてあります。(下写真参照)



別途、ブロワとエアー供給用配管 (VP13×2m 程度) をご用意頂き、下図のようなかたちで通水スリット部にエアーを吹き付けて十分に洗浄して下さい。





▲エア一供給配管を挿入しているところ

■お問い合わせ窓口

フリーダイヤル 0120-862-501 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)

担当:カスタマーサービス課 戸波(トナミ)・大朏(オオツキ)

※ご希望があれば本作業の詳細についてのマニュアル(CD-R)をお送りします

■営業窓口

ニッコー株式会社 名古屋営業所

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10 住友商事名古屋丸の内ビル 1F

TEL 052-959-2390 FAX 052-959-2391

HP http://www.nikko-company.co.jp/

∼協急だより∼

建築総合展NAGOYA2011

期 間 平成23年10月13日(木)から10月15日(土) 3日間

会 場 吹上ホール(名古屋中小企業振興会館)

入場者数 27,100名(3日間合計)

今回は100社・団体が150小間にわたり出展し、「建築がひらく・夢・未来」をテーマに、地震や環境、資源保護といった時代のトレンドを先取りした新建材や次世代エネルギーの住設機器、インテリア・エクステリア製品などを展示・紹介。

3月11日の大震災以降、企業や個人の建築・住宅に対する考え方も大きく変化してきている中、出展企業各社とも事業環境の変化を見据え、省エネ・耐震性などをテーマに新たな提案に力を入れていた。

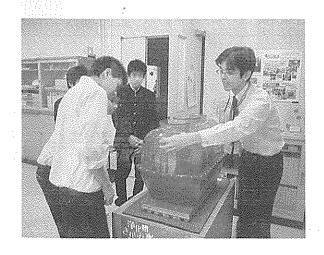
会場は、地域材の魅力を紹介するコーナー、次世代エネルギー住設機器展コーナー、建材・部材関連ゾーン、インテリア・内装関連ゾーン、エクステリア・緑化関連ゾーン、セキュリティ関連ゾーン、設備・システム関連ゾーン、設計・工事・メンテナンス関連ゾーン、業務支援・サイングラフィックス関連ゾーン、行政・その他関連ゾーンに分けられ、それぞれのテーマに基づいた展示がなされていた。

当協会においても現物小型合併処理浄化槽 カットモデルを展示し実際の大きさ及び構造並び に材質を参加者に確認いただき、浄化槽の仕組 みなどを理解していただくのに役立った。

また、水環境の保全に努めるよう、水を汚さないための工夫や汚れた水をきれいにするための恒久的な施設としての浄化槽の重要性等についてPRするとともに、ほかの質問とあわせて対応した。



「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」の催し



平成 23 年 10 月、あいち環境学習プラザで 開催された愛知県主催の「クリーン排水推 進月間」及び「浄化槽強調月間」の催しに 当協会所有の小型合併処理浄化槽のモデル が展示され、学童・生徒の環境学習に活用 されるなど大変好評を得ました。

浄化槽フォーラム イン 蒲郡より

平成23年10月14日蒲郡市にて愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会の主催により「浄化槽フォーラム」が開催され、自治体・保守点検・清掃・工事の関係業者ら延べ215名が出席した。当協会も独自に展示ブースを設け、合併処理浄化槽への転換、法定検査の受検、市町村整備推進事業等のチラシ等を配布し啓発に努めました。



平成 23 年度 浄化槽法指定検査機関 東海北陸ブロック協議会研修会 開催

平成23年11月10日(木)・11日(金)、知多郡南知多町の内海商工会館にて「浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会研修会」が開催され、東海・北陸の7県、9指定検査機関44名が参加した。初日は開会挨拶に続いて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室天野聡指導普及係長による「浄化槽行政について」また、豊橋技術科学大学北尾高嶺名誉教授による「浄化槽と下水道の公共水域水質保全能力について」をテーマに講演が行われました。翌11日にはフジクリーン工業・大栄産業・ハウステックの各社に協力をいただき、各メーカー最新機種の浄化槽について法定検査の面からの留意点等について講習会を実施しました。



浄化槽法・下水道法等の一部改正する法律案について

民主党の生活排水適正処理推進PTは下水道区域内の浄化槽の接続免除について下水道 法第 10 条等を改正するに伴い、都道府県に接続免除となる浄化槽の維持管理が適正かつ 確実に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする等浄化槽法等の一部を改正する法律 案をまとめました。このPTがまとめた法律案を参考として掲載します。

浄化槽法・下水道法等の改正案

下长期部の政制部

(松米登場の数数は)

○五は、この限りでない。 公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合におさいう。)を設置しなければならない。 ただし、特別の事情に正りたいに必要な排水管、排水災をの他の排水延慢 (以下「排水設備」く、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させる下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有意は、建密な路十条 公共下水道の採用が開始された部分においては、当該公共第十条

- | 田座並の教制とその十番目やりトロ、社談田降牧の座本や
- あつては、当該土地の所有者
 「一、建筑物の敷建でない土理(次号に規定する土地を経く")に
- る土地にあっては、当該公共施設を管理すべき音を上りい。) その他の公共施設(建築物を除く。) の数地であ」 近路(道路法(昭和二十七年法律第日八十号)による道路
- 当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。他の維持は、当該土地の古有者(徹底第三分の土地にあっては、の見定によりこれを認定すべき者が行うものとし、その詳細その2 前項の規定により設数された排水設備の改築文は修修は、同項
- 領上の基準によらなければならない。 場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技利二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある。 第一項の挟水政権の設践又は確認については、建築基準法(関

下水道班の政団 (第)

- 建築物の数据である土地にあっては、当該建築物の所有者
- あっては、当該土地の所有者 11 独築的の数理でない土理(医号に関定する土理を除く。)に
- る土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者をいう。) その他の女法院は(近郊教を成く。) の釈地であま」 道路(道路法(信仰二十七年法律宗司人十号)による道路
- ず、抹水放腦を脱膿しないことができる。 その他が今で活める場合にないては、同項本文の規定にかかわら合のほか、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合は、禁水区域内の土地の所有者等は、前項されじ参に発定する過
- は、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。 その他の維持は、当該土地の占有者(高項第三号の土地にあつて同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、そのは協 る 衛宗琬の規定により設認された様本設備の改策文は修得は、

产长短型の政田(銀)

- 街上の基準によらなければならない。 場合においてはそれらの法令の規定によるほか、数々で定める技術二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある。 第一年二年五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある。
- ことができる。 設置の状況に関する情報の遊供その他の必要な協力を求める は特別区よっては、市長又は区域)に対して、当政性化機の 設備に関して医療を行う審迫所限知事(保険所を設置する市区 に必要があると認めるとと言う。 は、公共下水道管理をは、第一項とどし書の規定の表面のため。 ら、公共下水道管理をは、第一項とどし書の規定の表面のため

(基长门面中心以动数深处)

の少い場所又は海所及び方法を選ばなければならない。 る。この場合においては、進入の土地又は膝水設備にとって最も損害確を設置し、又は進入の設置した棒水設確を使用することができて水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設合ない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければな

- 負担しなければならない。 ける割合に応して、その設践、改築、紡績及び維持に要する物用を 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受
- ことができる。この場合においては、あらかじめその哲を当該主律をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用するはならない者は、当該籍本設備の設置、改張若しくは修御又は維持る者又は趙素務三項の規定により当該師本設備の維持をしなけた。 第一項の規定により組入の土地に排水設備を設置することができる。

用することができる。この場合においては、あらかじめその言を気徒持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使行ばならない者は、当該排水設備の設置、改規若しくは修繕文はきる者文は蘇索禁三頭の規定により当該排水設備の維持をしたけり、第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができ、第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することがで

下水道研改正然

产类型形态效用(数)

ら和体物に助け分けだけものない。

製出員のお女神に知わなわればなのない。

→ 検仮の異定により個人の土地を使用した者は、当該政府により値 人に観光を与えた場合においては、その参になし、画館生できる 水の温度つなわずになかなる。

(大名民族(の政治議院院)

第十一条の三 地球区域内においてくみを保険がおけられている出 税物や廃在する物は、地談英盤展践にもつれる後年後後に長行せつた 着用する調整部一角の数値により会所のなれて大名の発動が開発する き日から三年以内に、その関所を水洗便所(汚水管が公共下水道に運 すべき日から三年以内に、その関所を水洗便所(汚木管が公共下水 器やてが表の音楽が、以上置い。) にお願いないたになった?。

(长招到斯(6以福城旅游)

母療物や変なするかは、地域的解尿液についたの質性を使用性には ことを出する国家部「四の政部により公正されて大の対理を国権 はに国際もとについ(後十名後)及れたし妻の数名が過程を行う場合 **行めったは、年元首に連絡されならからな。**)に戻る。以下はつ。 行取組つない常になっない。

水道法改正案

下来通道の利用電 下水油油化製用 (数) (下水油法及び建築基準法の一部改正に伴う経過市業) 第二条 110拍集行540股后收合下大场销售十条(第三股单分联员员 を除く。)の祝定は、この法律の強行後に会に会示されました道の許 **米別後行びされ場暗し、<u>いら名乗ら割店の屋路市</u>会性のだれ**でめる 据广长周6里长国泰克(SPE - UG郑等卫中ig新用高0万长周郑 第一体制 第6条指证,你我有6多名的在中心。 ※ 関係の製造によりこの法律による状態の下水道法院十余等。 ESEMBANANGELAMPHONINANG VERTICA 世による政正核の下水道注及び複数型限法の規定について は、この法律による政正教の下水道法院十一条の三郎一成中しもの (唯一条後 | 女石がつ神の裏所が満年の式や寒や石をいたれ、そろ 医抗催促性性性性性 (1500年代110年代110年代11 よる改正後のは野球型注象に、十一条第一項中「もの(同法等十条派 「現代はつ物の製品が適用されても様々になったは、学力を伝統に会 後には行政所とのを元表に制造が亡れたが外位の。))からいとは、 「もの」とするほか、必要な技術的調査をは、表合て定める。 下水道法改正案

松地 行響

型にかすらいかだとから、 on 福道信息的举行、李光德斯語を介統十十条第一点の政治や 類作ったでないが認めや理や自然でき、相応疾病の発力などない

拉十二张611 超过程数图算具、第十二条第二是6数据6路件订 食しお見どめらい部のもともは、手内部を割をになっ、回及の米 質に競手の報告の名けらいとの後属するために必要な指揮なび

(角膜を揺らして)と認む水がを合め)

確の資格が行われていないと思めるとされば、出版を出格性能を、 年間を出版物質などの数式がおけれる品質の変化を変か扱いと るが、学の著作部士かつくは今の建筑は数を又は国際政府を懸む 「ロなっ、挙引起の確保的数以以挙引起の姿態にもこれが終合权能 推躍を促し、又は回旋や光確を照存におし、十年以内の関係を定 ない知識を記載の開展の改出が発走やいかにからいano

化暦の治路の技術上の基準に従って多化暦の民生点様又は浄化

2 都治疗原知事は、多化糖の保守点数の技術上の基準又は多

(医生心症以近医症じりこいの対策のを除) 路十二张 - 跨档差距置每只、新拓联路总统创取只包张统列引力级 **かららとは、中心的な理解、中心性を理ないのでは、** 実けたかん様の保守点体を扱ってられ、から前を組上拾してはや と関係的ななとは大利性を行かって、それをの気を対象とはそれ 蘇の投稿にしてた、内閣な起却、若葉又は悪物や下心口のだちゃ

終十一年のこ | 多元都存職をは、出版多元都の使用や衛出したと 9年、義務を参方何ろのかいの口中で、小さロぞの川十四章を行。 小の物が特殊性を関係ではいることはなったい。

委任十10 (選出の課刊)

の 除力を送り良め場合は、信仰の水路に置する物質にもつた。

(新國民國日間十八十年日) 数十一条6mm 数量件数据,等方数6条件点数,等方面6数据式2数十一条数二数6 米森に最上の表性が複数やも異常に作っていたい。お園な本質や異さらからかとう。

停化酶法の以 正 信

存出酶组织表 田 氮

争力植物吸用器

29 前頭とどし登に見管する数値又は複数は、この法律の規定(信条路に は、同説文が表示十一名の教室を得く、)の適用にいいては、中心書きなな

第三角のコー 向くも、国際と連絡してし張を為難し、終於為顯正を指以ない 放送するための設備又は施設として、浄化療以外のもの(予水道法に規定 十心公式に表現成以西義にを国制以口銘務款と新願収以程源に選下の司徒 際大権院「長の政所に付き待めつされ年週に減したお具本が結婚しれつ民 な解説はか能へ、) かお置つち合かなな。 左右つぐ氏素層研験目像形式良 陈一本江城的十分中国刘朝风陵(国识明明朱陈)说《战后江北》因于汉道 大国文は総法保護的第四数司を受けた回説の事業問題において紹められた。 ものに扱う(2)をの存が存出するつ所の代を対策する政策とは対策についた H MOHEPASS

を元素を引用するかは、や元素の機能を出名に指称するためので元義 る民田に話する依頼性なた何ろの新聞の場合つなさればないない

言義能する姓の課題する職権者が会成的大権を実体に表演してはなるない

行にて江、つ田や以本田が義体に関係ったはなかない。 2 個人も、挙化権で処理した後でなければは、争心部をし限の危難のため

路川改 同人も、淳州為西州大海区は温度数の陰原及びお淳に置する出代店 大坐に招かへつ医惑無疑器と恐難と心強むや深や、停門都も為難つ右案と

(会別表目目のつぼり数略)

第1岁222岁婚初至是

CHENON H M

ゆと間の改 王 向

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日

(周印数四) 築 麗 (特徵十川時代四十四項等接十〇代ゆ) 参

(既存単独処理作化博力展の経過指数等) 第一条 この治律は、平成十三年四月一日から諸行する。

という。)は、この法律による改正後の浄化療法(以下「新法」という。)なずが行われている建築物に設置されるもの(以下「既存単独処理浄化療」に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの文は見に建築の工権 (しぼのみを処理するものに限る。)であってこの法律の施行の際見第二条 この法律による改定的の浄化権法第一条第一号に規定する沖化

と政治(独山を跨川屋と素価や等へ、) 心臓師言もでわれ、整部降川株

い。 ようにするため、同分に規定する浄化性の設置等に努めなければならない。 第一号に規定する雑誌水が公共用水域等に放送される前に処理される る数値又は複数に禁患するもの心臓(())。も使用する者は、新出第二名第二元の数値又は複数に対象は更多化物(新注解三条の1)第二項だだし物に異定す

(医胃性原生の性動物質)

探」ない恐角との姿力変がななと。

清掃及び定期後煮の適正かつ確実な実施 らる。これが、この法律業を提出する理由

舎を除き、公共下水道への接続義務を免除するとともに、公共 独処理浄化槽の新設を禁止すること、浄化槽の保守点検、清緒 に係る都道狩県の措置について規定すること等の必要がある。

公共下水道の予定処理区域内における単

会場施援の面による。 総関係 10年第6場に提出した作業に対する意思の場所にもこれは、 (作化語法の一部改正に作り活過作詞)

疾患「得に見だする神化療力外なす。 の現在(第三条第三項の関係を終く。)の適用については、断浄化律生等こ 法律による改正後の神化権法(以下この条において「斯神化権法」という。 物に設置されるもの (牧項において「新谷地独列連神化権」という。このは設置の工事が行われているもの文は男に建築の工事が行われている地域 注する政備文は複数であってこの法律の進行の際に現に取解され、若しく第三条。この法律による数正的の体化権法の正常。項に対し書きに規

同号に規定する特化権の股票等に等めなければならない。 する雑誌大が公共用水域等に放施される前に処理されるようにするため、2、既存組銀処理浄化権を使用する者は、新浄化権法第二条第一号に規定

(底嵌丛配子の燃物生態)

発生の例による。 第四条 この法律の施行前にした行為に対する問題の適用については、なお

(東位/の後田)

(鶴則に関する経過措施を含む。)は、政令で定める。 第三条、加索に定めるもののほか、この法律の進行に伴い必要な経過情報

号に規定する争化器の設置等に努めなければならない。 ら維維水が公共用水域等に扱張される前に処理されるようにするため、同 第三条 既存単独処理等や機能使用する者は、新選第二条第一条に規定する

净化槽法改正案

研

公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合について、浄化槽法 の違反その他の事由により公共用水域の水質保全及び公衆衛生の見速から不適切な状態にある場

建筑品证法的政正(家)

- に現宅する処理区域内においては、仮所は、本流医所(円水管が下水 直接際(発発)「呼。これですらなれて大道に連結されたらのに戻る。) 以外の関係をしてはならない。
- 21 便所から排出する汚物を下水道法第二条第六号 に規定する特束 処理協を有する公共下水道以外に致張しようとする場合においては、 廃尿浄化物 (その保証が汚物処理性能 (当族汚物を衛生上支障がない そうに対抗するために保保を与れて必要とされる結構をいる。)に成っ て安全で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた。 **構造方法を用いるもの文は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。**) 今以びらむさればなったで,

(緊密)

- 第三十一条 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号 第三十一条 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)第二条 第八号 に現金する処理区域内においては、図形は、大陸関所 (汚水等が同極部三号 に規密する公共下水道に連絡された) の(同法等十条第一項ただし等の規定が適用される場合にあっ ては、移力を消耗に発降しやに致命するを力能に連絡されたも 8分(4分。) 71度の。) 以本の家屋かつトロなのなり。
 - 2 使所から排出する汚物を下水道法第二条第六号 に規定す る終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合 こがいては、発尿を内部(小の縁起が形物の風生器(包装形物 を開生上支援がないように処理するために民席寺代博に必要と される性能をいう。) に関して政会で定める技術的基準に適合す るもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国 土公園大田の場所を発けたもの口服の。) を設けなければなられ

(製土業物)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない確認力 口がこれ概念と伝わらいない確定する。

模基準法改正案

協会会議等のこよみ

平成23年 10月 12日	第25回全国浄化槽技術研究集会
13日 \ 15日	建築総合展NAGOYA2011
14日	浄化槽フォーラム in 蒲郡
23日	净化槽管理士試験
・ 27日	10月定例理事会 ・新公益法人への移行について ・浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会研修会について ・その他
11月 7日 19日	净化槽管理士講習会
10日 ≀ 11日	浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会 研修会
24日	11月定例理事会 ・平成23年度 中間決算について ・その他 市町村整備推進事業委員会
12月21日	12月定例理事会 ・市町村整備推進事業委員会より

・その他

